

今月のピックアップ

令和7年9月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます ⇒



【今月の担当:磯崎】

【19歳以上23歳未満の被扶養者認定における年収要件変更について】

健康保険の認定対象者の年間収入について、現状、年間収入に係る認定要件の額は 130 万円未満となっておりますが、**令和7年10月1日より、認定対象者(被保険者の配偶者(事実婚を含む)を除く)が19歳以上23歳未満である場合には150万円未満として取り扱うこととなります。**

- ※ 年収以外の要件は変更ありません。
- ※ 障害をお持ちの方及び60歳以上の方の年収要件は従来の180万円未満より変更ありません。
- ※ 「学生であること」という要件はなく、年齢のみで判断されます。
- ※ 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定を行う場合の年収要件は、従来通り130万円未満となります。
- ※ 年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定については、所得税法上の取扱いと同様にその年の12月31日現在で行われます。(2025年の場合: 2003年1月2日~2007年1月1日生まれが対象)

▼18歳になる年の12/31まで

▼19歳になる年の1/1から22歳になる年の12/31まで

▼23歳になる年の1/1から

年収要件	130万円 →	150万円 ←→	130万円 →
------	------------	-------------	------------

【令和7年度地域別最低賃金額の答申が公表されました】

各都道府県の地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額が公表されました。各都道府県の引上げ目安は47都道府県で63円~64円となっており、加えて目安額を上回る改定額で結審している都道府県もあり、賃金上げ幅は昨年を更新し制度創設以来過去最高が見込まれます。

最新の情報につきましては、厚生労働省や各都道府県労働局のホームページをご参照ください。

〈都道府県別最低賃金(時間額)〉

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	栃木県	群馬県
最低賃金額 (前年度)	1,226円 (1,163)	1,141円 (1,078)	1,225円 (1,162)	1,140円 (1,076)	1,068円 (1,004)	1,063円 (985)
発効予定年月日	10月3日	11月1日	10月4日	10月3日	10月1日	令和8年 3月1日

※月給制の方の賃金が最低賃金を下回っていないかのご確認もお願いいたします。

〈計算方法〉

(月給-最低賃金の計算の対象とならない賃金)÷1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。